

徳島市生涯福祉センター  
指定管理者募集要項

令和元年 8 月

徳島市保健福祉部保健福祉政策課

# 目 次

第 1	募集の目的	1
第 2	募集の内容	
1	指定管理者が行う業務の範囲	1
2	施設の概要	1
第 3	管理の条件	
1	指定期間	2
2	管理の基準	2
3	利用料金	2
4	管理等に要する経費	2
第 4	申請の手続き等	
1	公募及び選定スケジュール	3
2	申請者の資格	3
3	募集要項等の配布	4
4	現地説明会の開催	4
5	募集内容等に係る質問の受付	5
6	申請書類の提出	5
第 5	審査方法等	
1	審査の方法	6
2	選定委員会の委員構成	6
3	審査の日程	6
4	審査の基準	6
5	指定管理者の候補者の選定	7
6	選定結果の通知	7
7	選定結果の公表（市のホームページ）	7
第 6	指定管理者の指定及び協定締結	
1	指定管理者の指定	7
2	協定の締結	7
第 7	留意事項	
1	事業の継続が困難となった場合の措置	7
2	管理運営状況に関するモニタリング等	8
3	情報管理と情報公開	8
4	申請書類等の取り扱い	8
5	費用負担	8
6	その他	8
別紙	徳島市生涯福祉センター指定管理者審査基準	1 0
別紙様式①	現地説明会参加申込書	1 1
別紙様式②	質問書	1 2

# 徳島市生涯福祉センター指定管理者募集要項

## 第1 募集の目的

徳島市生涯福祉センター（以下「センター」という。）は、すべての市民が生涯を通じて、心身ともに健やかで生きがいの持てる生活を送ることができるよう、市民一人一人の健康づくりを総合的に推進するため設置された施設です。

徳島市（以下「市」という。）は、センターの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第21号）第2条及び徳島市生涯福祉センター条例（平成13年条例第15号。以下「センター条例」という。）第4条の規定に基づき、以下によりセンターの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

## 第2 募集の内容

### 1 指定管理者が行う業務の範囲

#### (1) センターの事業

- ① 健康判定及び健康増進に関すること。
- ② 各種講座、講演会等の開催に関すること。
- ③ 福祉相談、福祉機器の展示及び高齢者対応住宅の展示に関すること。
- ④ 保健、生涯学習及び福祉に関する各種情報の収集及び提供に関すること。
- ⑤ その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

#### (2) センターの利用承諾に関する業務

#### (3) センターの利用者に対する許可に関する業務

#### (4) センターの維持管理に関する業務

#### (5) その他市長が必要と認める業務

詳細は、別に定める「徳島市生涯福祉センター管理運営業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照してください。

### 2 施設の概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 名称   | 徳島市生涯福祉センター（愛称「ふれあい健康館」）   |
| (2) 所在地  | 徳島市沖浜東2丁目16番地  |
| (3) 開館日  | 平成13年11月13日  |
| (4) 施設規模 | 敷地面積 16,679.15㎡<br>建築面積 5,868.40㎡（屋外施設を含む）<br>延べ面積 11,185.02㎡（屋外施設を含む） |
| (5) 建物概要 | 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階（一部4階）塔屋1階<br>棟数 1棟<br>延べ面積 11,059.33㎡              |

(6) 主要施設	4階	機械室
	3階	センター事務室、研修室(1)、センター会議室、徳島市保健センター事務室、徳島市社会福祉協議会、徳島市成年後見支援センター
	2階	会議室（第1～第4）、和室、視聴覚室、創作活動室、健康保養浴場（プール及び浴室）、集いと交流コーナー、母子保健ルーム、健康相談室、栄養相談室、調理実習室、元気回復室
	1階	総合案内、福祉相談コーナー、福祉機器展示コーナー、高齢者対応住宅展示コーナー、情報コーナー、ホール、ギャラリー（きっかけ空間）、健康判定・屋内運動室、託児室、徳島市親子ふれあいプラザ、喫茶・談話コーナー、福祉の店（夢工房）、ボランティアセンター、徳島市夜間休日急病診療所、徳島市沖浜デイサービスセンター（令和2年3月31日廃止）、エントランス、ポーチ、ピロティ（駐輪場）
	屋外	駐車場、健康増進広場、ウォーキングコース、便所、バス停車場

### 第3 管理の条件

#### 1 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

なお、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

#### 2 管理の基準

センター条例において、休館日及び供用時間に関する規定があり、その詳細については、要求水準書に記載してあります。

なお、休館日及び供用時間は、事前に市長の承認を得て変更することができます。

#### 3 利用料金

本施設は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用しますので、利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入として収受できます。

なお、指定管理者は、施設の利用促進及び利用者へのサービスの向上といった観点を踏まえ、センター条例で規定する利用料金（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、市長の承認を得て、利用料金の設定をすることになります。

また、利用料金の減免については、市長が定める減免基準に基づくこととします。なお、減免基準は、市長の承認を得て変更することができます。

#### 4 管理等に要する経費

指定管理者は、施設の利用料金収入と市からの指定管理料をもってセンターの管理運営業務を行うものとしてします。

指定管理料については、これまでの実績を基にして、年間の管理運営経費から利用料金収入等を差し引き、一定の基準額を設定しています。この基準額を目安として、運営経費等の提案をしていただきますが、指定管理料の基準額を上回る提案をした場合は失格とします。

最終的な指定管理料については、提案された額を基本として、市と指定管理者が締結する基本協定書により決定します。

(税込額：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料 基 準 額	201,177	201,177	201,177	201,177	201,177

## 第4 申請の手続き等

### 1 公募及び選定スケジュール

- (1) 募集要項の公開・配布 . . . . . 令和元年8月1日(木)～令和元年9月17日(火)
- (2) 現地説明会の受付 . . . . . 令和元年8月1日(木)～令和元年8月16日(金)
- (3) 現地説明会 . . . . . 令和元年8月19日(月)
- (4) 質問の受付 . . . . . 令和元年8月19日(月)～令和元年8月30日(金)
- (5) 質問への回答(ホームページ上で回答) . . . . . 随時
- (6) 申請書類の受付 . . . . . 令和元年9月2日(月)～令和元年9月17日(火)
- (7) 審査選定 . . . . . 令和元年10月上旬～中旬
- (8) 選定結果の通知及び公表(ホームページ上) . . . . . 令和元年11月1日(金)
- (9) 市議会での指定議案の議決 . . . . . 令和元年12月下旬
- (10) 指定管理者の指定
  - ① 指定の通知 . . . . . 令和元年12月下旬
  - ② 指定の告示 . . . . . 令和元年12月27日(金)
  - ③ 指定の公表(ホームページ上) . . . . . 令和元年12月27日(金)
- (11) 基本協定の締結 . . . . . 令和2年1月
- (12) 事務引継等 . . . . . 令和2年2月～
- (13) 年度協定締結・管理運営業務開始 . . . . . 令和2年4月1日

### 2 申請者の資格

指定管理者の公募に申請できる者は、要求水準書に記載の関係法令等を遵守し、かつ、指定期間中にセンターを安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等により構成されるグループ(以下「参加グループ」という。)であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす必要があり、参加グループにあつては、グループの代表者が(1)の要件を満たすとともに、(2)の要件を構成員のいずれかが満たし、(3)の要件をすべての構成員が満たす必要があります。

- (1) 市内に本店、支店又は営業所等を置く法人その他の団体であること。
- (2) 管理運営において、緊急時の迅速な対応が確実に果たせる者であること。
- (3) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受け、当該処分の日から起算して2年を経過しない者

- ③ 市及び徳島県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止又は指名回避等の措置の対象となっている者
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者  
 ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑦ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市区町村税並びに延滞金等を滞納している者
- ⑨ 法人等又は参加グループの構成員であって、他の参加グループの構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者
- ⑩ 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令に違反している者
- ⑪ 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項に該当する者
- ⑫ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 暴力団の構成員等
  - エ 選定委員会委員

### 3 募集要項等の配布

#### (1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和元年8月1日（木）から令和元年9月17日（火）まで  
 （ただし、土・日・祝日を除く。）
- ② 配布時間 午前8時30分から午後5時まで
- ③ 配布場所 徳島市保健福祉部保健福祉政策課  
 （徳島市役所 南館1階 ⑫番窓口。以下「保健福祉政策課」という。）
- ④ その他 市のホームページに掲載しますので、ダウンロードすることができます。

#### (2) 要求水準書、様式集及び参考資料集の配布

- ① 配布対象 要求水準書、様式集及び参考資料集は、現地説明会に参加申し込みをした法人等又は参加グループにのみ配布します。
- ② 配布方法 直接保健福祉政策課に現地説明会の参加申し込みをされた場合は、申し込み受付時に配布し、郵送又はファクシミリにより申し込みをされた場合は、後日配布します。

### 4 現地説明会の開催

現地説明会への参加は、センター指定管理者申請の必須条件です。申請予定の場合は必ず参加してく

ださい。また、機械室等一部施設の見学は、現地説明会当日以外は一切できません。

なお、募集内容等に関する質問は、「5 募集内容等に係る質問の受付」に記載の方法によるものとし、当日は回答しません。

- (1) 日 時 令和元年8月19日(月)午前9時30分から  
(当日の受け付けは、午前9時15分から9時30分の間に行います。)
- (2) 集合場所 生涯福祉センター 2階 第1会議室
- (3) 参加資格 本要項「第4-2 申請者の資格」を満たす法人等又は参加グループに所属する者とします。人数は、1法人等又は1グループにつき2人までとします。
- (4) 参加申込 現地説明会参加申込書(別紙様式①)に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、保健福祉政策課まで申し込んでください。  
ただし、持参の場合は、土・日・祝日は受け付けできません。
- (5) 申込締切 令和元年8月16日(金)午後5時まで(必着)

## 5 募集内容等に係る質問の受付

質問者は、本要項「第4-2 申請者の資格」を満たす法人等又は参加グループに所属する者とします。

- (1) 受付期間 令和元年8月19日(月)から令和元年8月30日(金)まで(必着)
- (2) 質問方法 質問書(別紙様式②)により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、保健福祉政策課までお送りください。  
ただし、持参の場合は、土・日・祝日は受け付けできません。  
なお、受付期間外の提出又は正規の手続によらない質問(口頭、電話等)には、お答えできません。
- (3) 回答方法 受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、市のホームページにて回答します。

## 6 申請書類の提出

- (1) 申請書類の受付
  - ① 受付期間 令和元年9月2日(月)から令和元年9月17日(火)  
(ただし、土・日・祝日を除く。)
  - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
  - ③ 受付場所 保健福祉政策課
  - ④ 受付方法 申請書類一式を持参により提出してください。  
郵送、ファクシミリ、電子メールでの受け付けはしません。
- (2) 申請書類(各書類の様式は別に定めます。)
  - ① 指定管理者指定申請書 (様式1)
  - ② 誓約書 (様式2)
  - ③ 参加グループ構成員表(参加グループの場合) (様式3)
  - ④ 参加グループ協定書の写し(参加グループの場合) (様式4)
  - ⑤ 委任状(参加グループの場合) (様式5)
  - ⑥ 法人等概要書 (様式6)
  - ⑦ 法人等役員一覧 (様式7)
  - ⑧ 法人等の主要業務実績一覧 (様式8)
  - ⑨ 事業計画書 (様式9-1~16)
  - ⑩ 添付書類

前記①～⑨のほか、次の書類等（様式は任意）を添付してください。

ア 定款又は寄附行為、規約その他これらに類する書類

イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録原票記載事項証明書）で3ヶ月以内に発行された最新のもの

ウ 申請日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近2事業年度の収支決算書及び事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、上記に代えて収支予算書又はこれに類する書類を提出してください。設立初年度の法人にあっては、さらに、設立時における財産目録も提出してください。また、設立2年目の法人等にあっては、前事業年度に係る書類を提出してください。）

エ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市区町村税に関する直近事業年度3年分の納税証明書（非課税又は納税を免除された法人等にあっては、非課税であること又は納税を免除されたことについての証明書又は申立書（様式任意）を提出してください。また、新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、提出を要しないものとします。）

### (3) 提出部数等

申請書類は、正本1部、副本12部を提出してください。

## 第5 審査方法等

### 1 審査の方法

徳島市生涯福祉センター指定候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に、プレゼンテーション等による審査を行い、合計得点の最も高い団体を優秀者として選定します。

なお、合計得点が600点（最低基準点）に達していない場合は、優秀者を特定せず、再度選定を行うものとします。

### 2 選定委員会の委員構成

選定委員会の委員の構成は次のとおりです。

職名等	人数
学識経験者	1人
弁護士	1人
公認会計士	1人
市職員	2人
計	5人

### 3 審査の日程

審査は、令和元年10月上旬から10月中旬を予定しています。

### 4 審査の基準

別紙「徳島市生涯福祉センター指定管理者審査基準」を参照してください。

## 5 指定管理者の候補者の選定

市は、選定委員会より選定結果の報告を受け、優秀者を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定候補者として選定します。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、原則として、優先交渉権者との協議を中止して、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

## 6 選定結果の通知

指定候補者の選定結果は、令和元年11月1日（金）に審査を受けた団体の全てに文書により通知します。

## 7 選定結果の公表（市のホームページ）

- (1) 施設名称及び施設の概要
- (2) 指定候補者に選定した団体
- (3) 指定予定期間
- (4) 申請団体名（申請受付順）
- (5) 選定結果
  - ① 選定理由
  - ② 選定団体の総得点、項目別得点
  - ③ 選外団体の総得点（ただし、選外団体が特定される場合は公表しません。）
- (6) 選定委員会委員の職名等及び氏名

# 第6 指定管理者の指定及び協定締結

## 1 指定管理者の指定

市は、地方自治法第244条の2第6項の規定による市議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。ただし、市議会の議決を得られない場合は指定されません。なお、市は、指定管理者の指定に関する市議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

## 2 協定の締結

市と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。

# 第7 留意事項

## 1 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消し、又は管理運営業務の一部若しくは全部を停止することができます。

この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの管理運営業務を遂行できるよ

う、引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、市は、事前に書面で通知することにより基本協定を解除できるものとします。

## 2 管理運営状況に関するモニタリング等

指定管理者により、施設が適正に運営されているかどうかを確認するために、モニタリング等を実施します。詳細については、要求水準書等を参照してください。

## 3 情報管理と情報公開

徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第14条（秘密保持の義務）及び第15条（情報公開）の規定を遵守してください。詳細については、要求水準書を参照してください。

## 4 申請書類等の取り扱い

(1) 著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

(3) 申請書類の返却

提出された申請書類は、どのような理由があっても返却しません。

## 5 費用負担

申請及び審査のための申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

## 6 その他

(1) 禁止事項等

申請者が次の各事項に該当した場合は、失格とします。

- ① 選定委員会の委員又は本件業務に従事する市職員若しくは市関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- ② 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 申請者の資格を満たしていないことが判明したとき。
- ④ 要求水準書その他本市が提供する資料及び現地説明会等で知り得た情報を、申請に係る検討以外の目的で利用し、若しくは市の了承を得ることなく第三者に対してこれを開示し、又は使用させた事実が認められたとき。
- ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことがふさわしくないと市が認めたとき。
- ⑥ その他不正な行為があったと市が認めたとき。

(2) 追加資料等

指定管理者の選定に当たり、市が必要と認めるときは、追加資料等の提出を求めることがあります。

(3) 申請の辞退

指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合は、令和元年9月17日（火）までに別に定める指定管理者指定申請辞退届（様式10）を提出してください。

(4) 納税義務

指定管理者は、法人事業税、法人税、消費税等の納税義務を負う場合がありますが、納税に関することは、保健福祉政策課では回答できませんので、管轄の税務署等の関係機関で確認してください。

(5) 問い合わせ先及び申請書類等の提出先

徳島市保健福祉部保健福祉政策課

厚生担当：植町、島田

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

電話番号 088-621-5175

ファクシミリ 088-655-6560

メールアドレス hokenfukushi\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

## 徳島市生涯福祉センター指定管理者審査基準

審査項目	様式	審査の視点	配点
<b>1 施設の管理運営方針</b>			<b>30</b>
(1) 基本方針	9-1	・施設の管理運営に対する基本方針は、設置目的を的確に把握した内容で、市民等の公平・公正な利用が確保されるものであるか。	20
(2) セルフモニタリング等	9-2	・セルフモニタリング等により、利用者ニーズの把握や課題抽出等を行い、適切に業務に反映する仕組みとなっているか。	10
<b>2 収支計画</b>			<b>35</b>
(1) 収支計画	9-3	・収支計画は、明確かつ適切で、利用者サービスの質を低下させることのない適切な計画であるか。	15
経費節減		・経費節減の工夫が適切であり、本市の経費削減が期待できるものであるか。	20
<b>3 管理運営体制等</b>			<b>55</b>
(1) 安定的な管理運営	決算関係書類	・経営状況は安定しているか。	10
	8	・同種の施設における業務実績を有する等、業務を遂行する能力があると認められるか。	5
(2) 管理運営体制	9-4	・要求水準書等を満たす適正な体制（管理運営、職員、人材育成）が確保されているか。 ・職員の労働条件等の整備は適正か。	10
(3) 適正な維持管理	9-5	・施設を適正に維持管理する提案がなされているか。	10
(4) 危機管理体制	9-6	・利用者の安全への配慮や事故防止体制は適正か。	10
(5) 情報管理	9-7	・個人情報の保護及び情報公開への対応策（運用上の仕組みやルール作り）は適切か。	10
<b>4 事業の実施計画</b>			<b>55</b>
(1) 健康判定等事業	9-8	・健康判定等に係る事業提案は、設置目的に沿うものであり、要求水準書等と適合しているか。	15
(2) 生涯学習に係る事業	9-9	・生涯学習に係る事業提案は、設置目的に沿うものであり、要求水準書等と適合しているか。	15
(3) 福祉に関する事業	9-10	・福祉コーナーの活用について、効果的な提案がなされているか。	15
(4) 利便施設	9-11	・利便施設の活用について、利用者の利便性の向上につながる効果的な提案がなされているか。	5
(5) 自主事業	9-12	・自主事業の提案は設置目的に適合し、利用促進につながるものであるか。	5
<b>5 その他</b>			<b>25</b>
(1) 地域との連携	9-13	・ボランティア団体及び近隣住民等との協働について、適切な方針が提案されているか。	10
(2) 地域への貢献	9-14	・地元企業への業務委託等により現実的に地域への貢献が期待できるか。	10
(3) 環境への配慮	9-15	・環境保全・負荷低減について、適切な取組みが提案されているか。	5
<b>合 計</b>			<b>200</b>

(委員1人当たり200点満点)

## 現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

徳島市長 様

(申込者) 所在地  
 法人等名称  
 代表者氏名

徳島市生涯福祉センター指定管理者募集に係る現地説明会の参加について、次のとおり申し込みます。

参加者の所属及び氏名

所 属	氏 名

担当者連絡先

氏 名	
所 属	
所 在 地	
電 話 番 号	
ファックス番号	
メールアドレス	

注1 参加グループの場合の申込者は、グループの代表者としてください。

注2 現地説明会への参加人数については、制限することがあります。

## 質 問 書

令和 年 月 日

徳島市長 様

(質問者) 所在地

法人等名称

担当者氏名

(連絡先) 電話番号

ファックス番号

メールアドレス

徳島市生涯福祉センター指定管理者の募集内容等に関して、次のとおり質問書を提出します。

区分		ページ		表題	
質 問 事 項					

注1 区分欄及びページ欄には、質問対象文書の名称（募集要項、要求水準書等）及びページ番号を記載してください。

表題欄には、質問事項に係る質問対象文書の見出しを記載してください。

注2 質問事項は本様式1枚につき1項目とし、簡潔にとりまとめて記載してください。